

大和市告示第29号

大和市成人歯科健康診査事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年2月20日

大和市長 古谷田 力

大和市成人歯科健康診査事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市成人歯科健康診査事業実施要綱（令和5年大和市告示第34号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「500円」を「800円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の大和市成人歯科健康診査事業実施要綱第6条第1項の規定は、施行日以後に受診した同要綱第2条第1項に規定する健診（以下単に「健診」という。）について適用し、施行日前に受診した健診については、なお従前の例による。